

令和 6 年 6 月 3 日

議 案

6 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第 19 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 消防ポンプ自動車 2 台
- 2 取得の目的 常総市消防団用
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得金額 52,665,296 円
- 5 取得の相手方 茨城県古河市幸町 1 番 45 号
小池株式会社
代表取締役 小池 昌平

提案理由

本案は、去る 5 月 23 日に指名競争入札を行った消防ポンプ自動車の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

◎議案第 19 号 財産の取得について

消防ポンプ自動車は、災害現場での故障や不具合があつてはならず、必要な車両等の更新整備を行い、消防体制の充実強化を図る必要があることから、更新を進めております。

今回、更新を予定する消防ポンプ自動車は、本豊田、曲田、新石下（六軒）を管轄する常総市消防団第 17 分団の車両及び古間木、古間木新田、古間木沼新田、鴻野山新田を管轄する第 21 分団の車両で、いずれも導入から 20 年を経過しており、性能の低下や経年劣化による車両の腐朽が著しく、近年では機器の不具合等による修理が増加しているとともに、一部部品の生産終了等により消防車両としての維持管理が困難な状況であります。

消防ポンプ自動車の調達につきましては、指名競争入札に付し、4 者からの応札の結果、小池株式会社が 5 千 2 百 66 万 5 千 2 百 96 円で落札し、令和 6 年 5 月 23 日に仮契約を締結いたしました。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

更新（案）	地区名	分団名	現在の 車両区分	管轄地域	初年度 登録年度
平成 29 年度 (2)	水海道	第 4 分団	2 t ポンプ	横曾根新田町, 笹塚新田町, 大生郷町, 大生郷新田町, 五郎兵衛新田町, 伊左衛門新田町	H 29 年 度
		第 6 分団	2 t ポンプ	中妻町, 三坂町	H 29 年 度
令和元年度 (3)	石下	第 13 分団	2 t タンク	本石下	R 2 年度
		第 19 分団	2 t タンク	篠山, 蔵持, 蔵持新田	R 2 年度
		第 23 分団	2 t ポンプ	崎房, 孫兵ヱ新田, 左平太新田	R 元年度
令和 2 年度 (2)	水海道	第 3 分団	2 t タンク	豊岡町	R 2 年度
		第 10 分団	2 t タンク	内守谷町	R 2 年度
令和 3 年度 (1)	石下	第 12 分団	2 t タンク	原宿, 小保川, 若宮戸	R 3 年度
令和 4 年度 (2)	石下	第 16 分団	2 t タンク	館方, 豊田	R 4 年度
		第 18 分団	2 t タンク	向石下, 杉山	R 4 年度
令和 5 年度 (1)	石下	第 14 分団	4 t タンク	新石下 (六軒除く)	R 5 年度
令和 6 年度 (2)	石下	第 17 分団	2 t タンク	本豊田, 曲田, 六軒	H 15 年 度
		第 21 分団	2 t タンク	古間木, 古間木新田, 古間木沼新田, 鴻野山新田	H 15 年 度
令和 7 年度 (2)	石下	第 20 分団	2 t タンク	国生, 岡田, 中沼	H 16 年 度
		第 22 分団	2 t タンク	鴻野山, 馬場, 大沢新田, 栗山新田, 馬場新田, 大沢	H 16 年 度
令和 8 年度 (2)	水海道	第 2 分団	2 t ポンプ	水海道川又町, 水海道山田町, 水海道宝町, 水海道湊頭町, 水海道諏訪町	H 17 年 度
		第 11 分団	2 t ポンプ	菅生町, 大塚戸町	H 17 年 度
令和 9 年度 (2)	水海道	第 7 分団	2 t ポンプ	沖新田町, 三坂新田町, 川崎町, 上蛇町, 福二町	H 19 年 度
		第 8 分団	2 t ポンプ	小山戸町, 中山町, 相野谷町, 新井木町, 兵町, 長助町, 箕輪町, 大崎町, 十花町, 平町, 東町	H 18 年 度
令和 10 年度 (2)	水海道	第 9 分団	2 t ポンプ	坂手町	H 20 年 度
	石下	第 15 分団	4 t タンク	大房, 東野原, 山口, 平内, 収納谷	H 14 年 度
令和 11 年度 (1)	水海道	第 1 分団	2 t ポンプ	水海道高野町, 水海道天満町, 水海道亀岡町, 水海道本町, 水海道元町, 水海道橋本町, 水海道森下町, 水海道栄町	H 21 年 度
令和 12 年度 (1)	水海道	第 5 分団	2 t ポンプ	羽生町, 大輪町, 花島町	H 22 年 度

物 品 売 買 仮 契 約 書

- | | |
|------------|---|
| (1) 物 件 名 | 消防ポンプ自動車更新事業 |
| (2) 仕 様 | 仕様書のとおり |
| (3) 数 量 | 仕様書のとおり |
| (4) 契約金額 | ¥ 5 2, 6 6 5, 2 9 6 -
(車両価格・消費税・検査登録法定費用等含む) |
| うち取引に係る消費税 | ¥ 4, 7 8 5, 2 7 6 - |
| 及び地方消費税の額 | |
| (5) 納入期限 | 令和 7 年 3 月 1 0 日 |
| (6) 納入場所 | 常総市水海道諏訪町 |
| (7) 契約保証金 | 免 除 |

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 小池（株） とが次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めたとき又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済の現品を還付することがあつても受注者は、これに対し、異議を申し出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しないときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ることができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うものとする。

第6条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた^{かし}瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第7条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

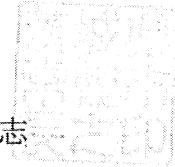
令和6年5月23日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長

神 達 岳 志



受注者

茨城県古河市幸町1番45号
小池株式会社
代表取締役 小池 昌平

